



2026年1月13日

各 位

会 社 名 日本ケミコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 今野 健一
(コード番号：6997、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 石井 治
(TEL. 03-5436-7711)

台湾公平交易委員会との調停成立（和解）に関するお知らせ

当社は、2026年1月13日に、台湾公平交易委員会（台湾の競争当局）に対して台湾で提起した行政処分取消訴訟について、同委員会との間で調停による和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の提起から調停による和解成立に至るまでの経緯

当社、当社の台湾子会社である台湾佳美工股份有限公司及び当社の香港子会社である Hong Kong Chemi-Con Ltd.（以下「当社ら」といいます。）は、2015年12月21日、アルミ電解コンデンサの取引に関する台湾競争法違反に基づき、台湾公平交易委員会から合計15億7,150万新台湾ドルの制裁金を課す旨の処分を受け、その後、当該制裁金の処分を争うために台湾公平交易委員会に対する行政処分取消訴訟を台湾で提起していました。同訴訟は、台湾の最高裁判所に相当する最高行政法院における破棄、差戻しの判決後、台北高等行政裁判所における審理が行われていましたが、同裁判所主催の調停手続が実施され、当社と台湾公平交易委員会とは、2026年1月13日、和解に合意し、同日調停が成立しました。

2. 調停による和解の概要

上記和解において、台湾公平交易委員会は、当社らに対する制裁金の金額を合計12億2,577万新台湾ドルに変更することに合意しました。当社らは、台湾公平交易委員会による2015年12月の原処分後に、同処分に基づく制裁金合計15億7,150万新台湾ドルを支払い済みです。そのため、今回の和解の結果、当社らは、台湾公平交易委員会から、合計3億4,573万新台湾ドル（約17億円）の返金を受けることとなります。

なお、台湾公平交易委員会との調停成立により、当社グループを当事者とする、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法違反関連の訴訟は、本案件を含めて全て終結いたしました。

3. 業績への影響

上記和解が当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、見通しがつき次第速やかに開示いたします。

以 上